

特集《北海道》

北海道における知的財産施策の取り組み

北海道企画振興部科学 IT 振興局科学技術振興課

目次

- 1. はじめに
- 2. 本道産業の現状
- 3. 「北海道知的財産戦略推進方策」の策定
- 4. 北海道の具体的取り組み
- 5. 「北海道知的財産戦略本部」の設置と取り組み
- 6. おわりに

1. はじめに

北海道の経済を見ると、景気の回復の兆しが指摘されるものの、長引く経済の低迷や公共投資の減少など、依然として厳しい環境にあります。この状況をブレークスルーし活力に満ちた「新生北海道」を創造するためには、本道の優れた科学技術資源や大学、公設試験研究機関などが有する研究成果を積極的に活用することにより新技術や新産業を創出することが重要です。

本道には、大学、中小・ベンチャー企業、公設試験研究機関、独立行政法人系試験研究機関、地方公共団体、科学技術支援センターなどがありますが、これら産学官の連携のもと、継続的なイノベーションによって新たな「知」を生み出し、「知的創造サイクル」を加速させることにより、産業振興と地域経済の自立的な発展につなげる必要があります。

特に、中小・ベンチャー企業の技術力を向上させ、下請け体質からの脱却を促し、その振興を図るためには、知的財産戦略の強化が不可欠であり、産学官が連携し共通認識のもと、一体となって取り組むことが求められています。

本稿では、本道産業の現状をご紹介した後、本道の産業振興に向けた知的財産施策について、北海道（道庁）の取り組みと、道内の知的財産関係機関が連携した取り組みについてご紹介します。

2. 本道産業の現状

本道は、広大な土地と冷涼な気候のもと、農業、漁業を中心とする一次産業が盛んであり、日本の「食糧

基地」として重要な地位を占めており、総生産額に占める一次産業の割合も全国平均の2倍以上となっています。

一方、二次産業の総生産額の割合は、全国平均よりも8.6ポイント低く、中でも製造業がマイナス10.9ポイント、建設業が逆にプラス2.2ポイントと、製造業が低調な代わりに、公共事業を主体とする建設業に依存しているという本道産業の実態が見えてきます。

また、低調な製造業の中では、食料品出荷額の割合が全国平均よりも25.7ポイントも高いなど、本道の製造業は食料品加工業が中心であり、我が国の主力産業である機械、電気・電子・情報機器といった分野は全国に比べ少ない状況にあります。

知的財産関連では、これら本道産業の実態を反映し、弁理士数（全国比0.3%、以下同じ）や特許等の出願件数（0.6%）が、本道の人口（4.4%）や総生産額（3.9%）と比べて低い水準となっているのが現状です。

○本道産業の特徴

		全道	全国	備 考
総生産額の割合 (2003)	1次産業	3.4%	1.3%	
	2次産業	19.1%	27.7%	製造業(-10.9%)、 建設業(+2.2%)
	3次産業	81.2%	75.4%	
製造品出荷額 の割合(2004)	食料品	33.7%	8.0%	
	地方資源型工業	48.6%	16.1%	食料品、木材、土石など

	弁理士数	弁理士数	人口	総生産	第一次産業 生産額	製造業 事業所数	製造品 出荷額
	(人)	(人)	(千人)	(億円)	(億円)	(箇所)	(億円)
北海道	493	21	5,627	195,044	6,681	7,244	52,626
(全国比)	2.2%	0.3%	4.4%	3.9%	11.1%	2.7%	1.8%

※データは弁理士会・弁理士会HP、国勢調査、工業統計調査から取得

○特許等出願件数(2005)

	全道	(対全国比)
特 許	1,160	0.32%
実用新案	235	2.49%
意 匠	286	0.80%
商 標	1,705	1.50%
計	3,386	0.65%

3. 「北海道知的財産戦略推進方策」の策定

北海道では、このような本道の地域特性や産業構造を踏まえ、「知的創造サイクル」の確立に向けた知財戦略を推進するため、外部有識者からなる「知的財産戦略推進方策（仮称）検討委員会」の意見のもと、平成16年6月、「北海道知的財産戦略推進方策」を策定しました。

さらに、その具体的施策として、検討委員会とは別メンバーの外部有識者からなる「北海道知的財産戦略推進委員会」から、「知的財産戦略の推進について（提言）」（16年12月）をいただいたところです。

施策の実施に当たっては、庁内関係各部が連携し、効果的に行う必要があることから、17年3月、庁内関係部、道警による「北海道知的財産推進本部」を設置し、各部一体となった体制を構築して取り組みを行

っているところです（図1）。

本推進方策は、「本道における知的財産の基本的な取り扱い方針を定めるもの」と位置づけており、「知

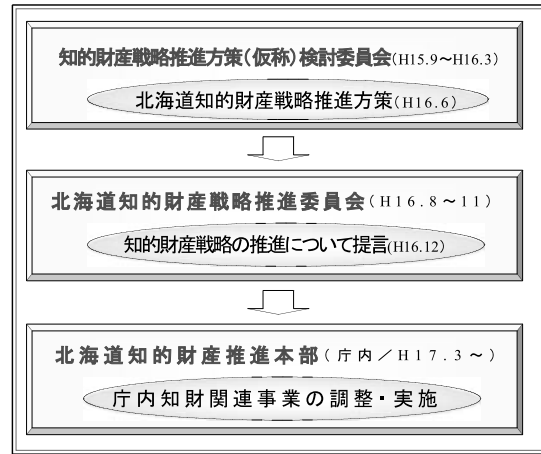


図1 北海道の知財施策検討状況

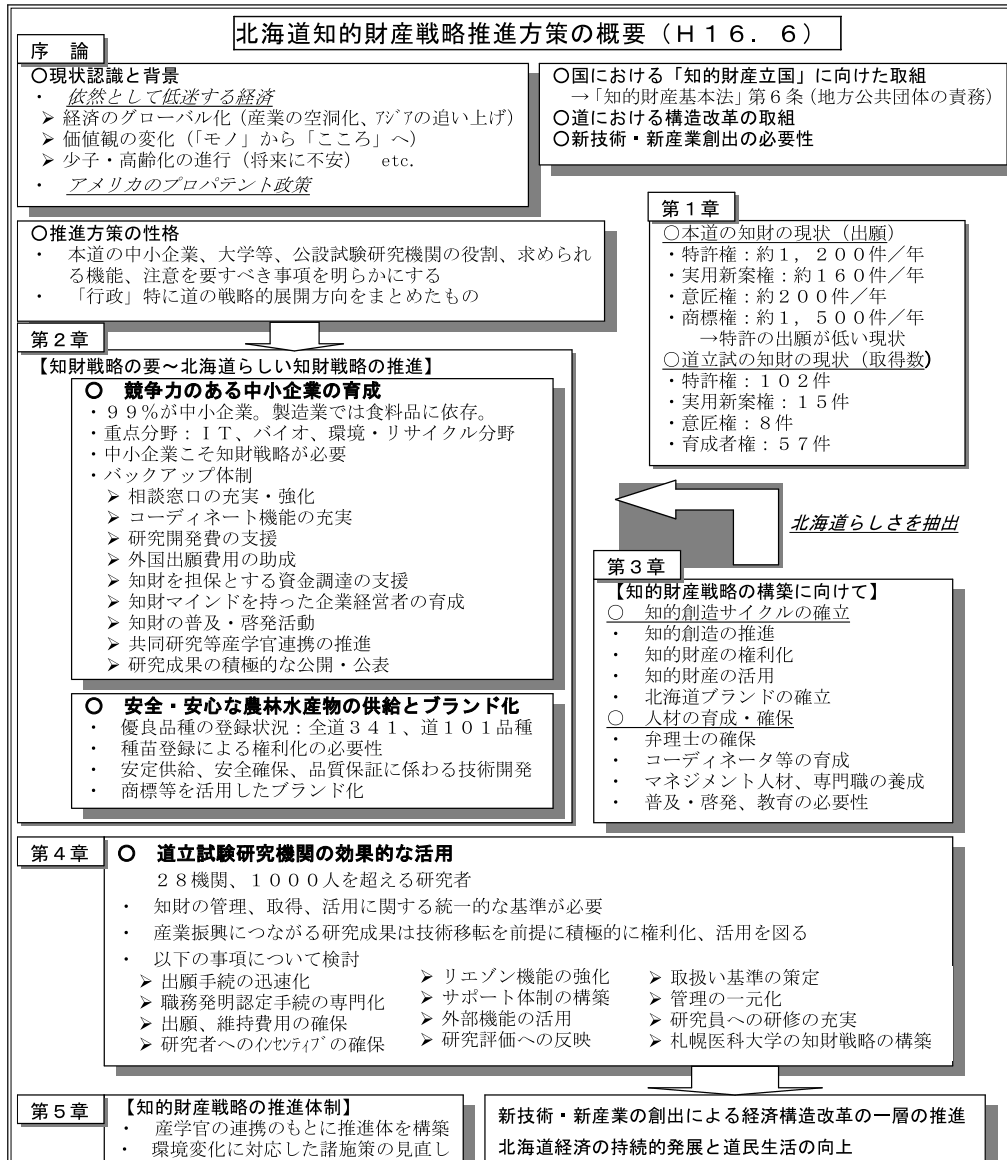


図2

的創造サイクルの確立」を図り、「新事業・新産業の創出による本道経済の再建」を目指すものとなっています。

内容については、既に「パテント 2004. 11」でご紹介済みですが、簡単にご説明させていただきます。

本方策では、重点的な施策展開として、「競争力のある中小企業の育成」、「安全・安心な農林水産物の供給とブランド化」、「道立試験研究機関の効果的な活用」の3つを柱として掲げています。以下、3本柱の概要です（図2）。

(1) 競争力のある中小企業の育成

食料品に依存する製造業をはじめ、中小企業が99%を占める本道において、中小企業こそ知財戦略が必要であり、そのバックアップ体制が必要であるとの認識に立った各種施策を実施する（図2第2章）。

(2) 安全・安心な農林水産物の供給とブランド化

北海道が日本の食糧基地として、将来にわたって安全・安心で高品質な農林水産物を安定的に供給していくため、優良品種の種苗登録による権利化が必要である。

また、本道の農林水産物については、「安全」「美味しい」「健康によい」「高機能」などの品質保証を前提とした上で、自治体や農協などの団体による地域ブランドの取り組みや道など公的機関の認証制度の活用、あるいは商標登録などの活用により、そのブランド化を図る（図3）。



図3

(3) 道立試験研究機関の効果的な活用

全28機関（現在は統合等により26機関）で1,000人を超える（現在は若干下回る）研究者を擁する道立試験研究機関には、社会ニーズを重視し、産業発展に

貢献する研究開発の推進が必要となっている。道として、道立試験研究機関から生まれる研究成果のうち、産業振興につながるものについては、道内企業等への技術移転を前提に積極的に権利化を図るとともに、その活用を図っていく（図4）。

そのためには、知的財産に係る取扱い基準の策定と管理の一元化を図るなど、統一的な基準作りが必要である。

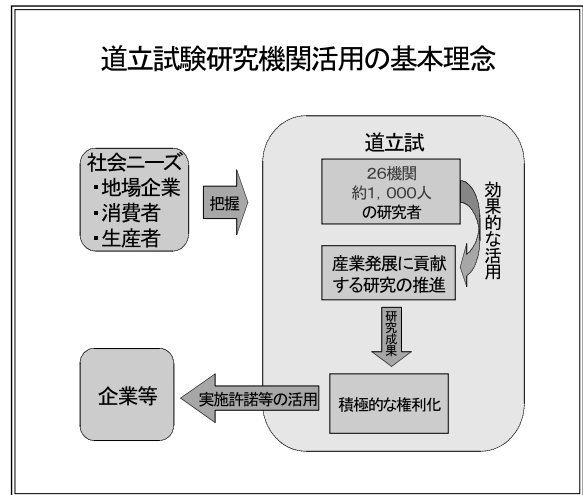


図4

4. 北海道の具体的取り組み

北海道の知的財産に関する取り組みについて、主なものをご紹介します。

(1) 道立試験研究機関の効果的活用

道立試験研究機関では、地場企業の研究ニーズ調査を踏まえた研究課題の設定や、道内中小企業との共同研究など、地域に根ざした効果的な研究開発を実施しており、数多くの研究成果を生み出し、多くの道有特許等が道内企業において実施されています。

道有特許等では、農業試験場による品種登録が実施料収入に大きく貢献し、実施料収入全体がその維持費用を大きく上回ることや、工業試験場による実施料収入が、全国の工業系公設試験研究機関中トップクラスにあることが特徴として挙げられます。

○道有知的財産の活用状況

(H18.3現在)

	産業財産権	品種登録	計
保有件数	139	68	207
実施許諾件数	54	185	239

また、研究員に対するインセンティブの確保として実施補償金の上限（200万円）撤廃や、道有特許管理の適正化の観点から道有特許権等の管理要領を制定することにより、研究開発の成果を権利化し道内企業等に積極的に技術移転するとともに、実施される見込みのない特許等の整理を行うなど、効率的・効果的な知的財産の運用を行う体制を整備しました。

今後は、道有特許等をさらに活用していただくため、知的所有権センターの特許流通アドバイザーを活用するなど、効果的なPRに努めていくこととしています。

(2) 日本弁理士会との協力協定の締結 (H17.7)

北海道と日本弁理士会との間で、知的財産の活用による地域の活性化や産業振興に向けた協力協定を締結しました。この協定により、日本弁理士会と一体となって道内各地で研修会などを行う体制が整いました。

これまでに、この後に述べる弁理士を講師とする「タウンセミナー」、「商標キャラバン隊（地域ブランドセミナー）」、「マネジメント研修」などを弁理士会との共催で行い、道民に対する知財啓発や企業における知財能力の向上を推進しています。



弁理士会との協力協定締結

(3) 地域ブランドの取り組み

地域団体商標については、本道の優れた農林水産物を全国に発信する絶好の機会ととらえ、平成18年4月の本制度の施行に先立つ17年9月から12月にかけて、本制度の活用促進に向けた周知・啓発のため、日本弁理士会商標委員会の本宮委員長を講師とする「商標キャラバン隊（地域ブランドセミナー）」を全道6カ所で開催しました。

また、経済産業省北海道経済産業局では、後に述べる「北海道知的財産戦略本部」に設置した地域ブラン

ドに関する専門委員会を運営するなど、道と相互連携しながら地域団体商標の活用促進に向けた取り組みを実施しています。

しかし、本道の一次産業の生産額が全国比11.1%を占め、ブランド力も高いと評価されている一方で、地域団体商標の出願件数31件（H19.5末現在）、登録（査定）件数7件に止まっていることから、より一層の啓発活動が必要と考えており、庁内関係部や農協・漁協など関係機関と連携をとりながら、より積極的な取り組みを行っていくこととしています。

《北海道における地域団体商標登録》

○出願数 31件(H19.5末現在)

○登録(査定)数 7件(H19.5末現在)

(内訳)

登録査定日 (登録日)	商標 (よみがな)	出願人
H18.10.27 (H18.11.10)	十勝川西長いも (とちかかわにしながいも)	帯広市川西農業協同組合
H18.10.27 (H18.11.17)	鶴川ししゃも (むかわししゃも)	鶴川漁業協同組合
H18.11.24 (H19.1.5)	豊浦いちご (とようらいちご)	とうや湖農業協同組合
H19.3.13 (H19.4.13)	はぼまい昆布しょうゆ (はぼまいこんぶしょうゆ)	歯舞漁業協同組合
H19.5.15	大正メークイン (たいしょうめーくいん)	帯広大正農業協同組合
H19.5.15	大正長いも (たいしょうながいも)	帯広大正農業協同組合
H19.5.15	大正だいこん (たいしょうだいこん)	帯広大正農業協同組合

(4) 北海道知的財産活用システムの開設 (H18.4)

(URL : <https://www.chizai.pref.hokkaido.lg.jp>)

道立試験研究機関の研究成果については、これまで個々の機関のホームページから見ることが可能でしたが、「道の試験研究機関を網羅した情報」として統一的に見ることはできませんでした。

そのため、道民や道内企業が道立試験研究機関の研究成果を活用しようとする際により使いやすいものとするため、特許や研究成果などの知的財産情報を一元的にデータベース化し、ホームページで情報提供するシステムを構築しました。

本システムでは、26の道立試験研究機関、2つの道立民営の試験研究機関、及び札幌医科大学の研究者情報、特許等情報、研究成果情報などを提供するほか、企業からの技術相談にも対応しています（図5）。



図 5

(5) マネジメント研修の実施 (H18 ～)

道内中小・ベンチャー企業の知財担当職員が、自ら知的財産戦略を立てることができるよう、弁理士・弁護士などを講師として、知的財産に関する実践的・専門的な研修を、1日3時間、6回シリーズで行いました。

道内の中小企業は小規模企業が多く、専任の知財担当職員を置くことが難しい状況にありますが、企業発展のためには、企業自らが知財マネジメントを行うことが求められる時代となっており、今後とも、このような研修を通じ企業の知財能力を高める必要があると考えています。

(6) タウンセミナーの開催 (H15 ～)

道民一般を対象に、知的財産に関する意識の高揚などを目的とした「北海道知的財産戦略タウンセミナー」を平成 15 年以降、13 回にわたって開催しました。

道民一般に対する意識啓発は、ほぼ一巡した状況であり、今後は、より実践的な能力向上が求められると考えています。

(7) 道立試験研究機関職員研修 (H17 ～)

道立試験研究機関職員を対象に、知的財産に関する意識の高揚を図るとともに、特許等の取得、管理、運用に際し、より適切・効果的な事務処理が行えるよう、弁理士などを講師とした研修を、平成 17 年度から各年度 2 回ずつ実施しました。

研究開発の成果を適切に権利化し、道内企業に対し技術移転していくためには、研究職員自らが知財のコーディネーターとしての役割を担うことが求められて

います。今後とも、引き続き研究職員に対する研修を実施し、知財スキルを高めていくこととしています。

(8) 北海道知的所有権センターの運営 (H9 ～)

北海道知的所有権センターは、平成 9 年、道立工業試験場内に設置以来、アドバイザーによる特許流通促進や検索指導等の事業を行ってきました。これまで 71 件の開放特許等の実施契約を結ぶなど大きな成果を挙げています。

15 年 9 月には、利用者の利便性の向上を図るため、設置場所を工業試験場から札幌駅前の北ビルにある発明協会北海道支部内に移設しました。

さらに、17 年 7 月には、知財関係 5 機関からなる「北海道知的財産情報センター」(後述)の一員として参画し、現在は、当情報センターのワンストップサービス機能の一つとして、特許流通と特許情報の活用に関する相談指導を行っています。

今後は、知的所有権センターのアドバイザーが、庁内関係各部や団体が実施する諸行事の機会を活用して啓発相談を実施するなど、より積極的な活動を行うこととしています。

5. 「北海道知的財産戦略本部」の設置と取り組み

(URL : <http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/index.htm>)

平成 17 年 7 月、北海道と北海道経済産業局の共同による取り組みとして、道内 22 の知的財産関係機関等が共通認識のもと、一体となった体制を構築して、北海道における知的創造サイクルの確立を図るため、北海道知事を本部長とする「北海道知的財産戦略本部」を設置しました。

これは一局一道という北海道の特質を活かした全国初の取り組みとなっています。



本部会開催風景

図 6 は、知的財産基本法に基づく国の取り組みや、本道における北海道と北海道経済産業局の取り組みと、北海道知的財産戦略本部の一連の関係を示したも

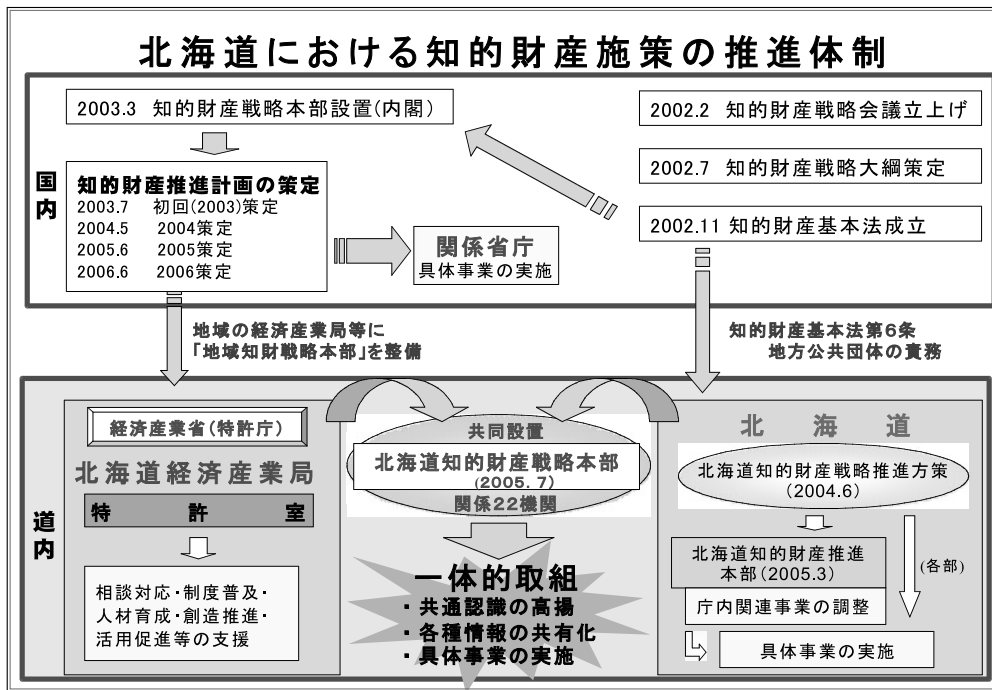


図 6

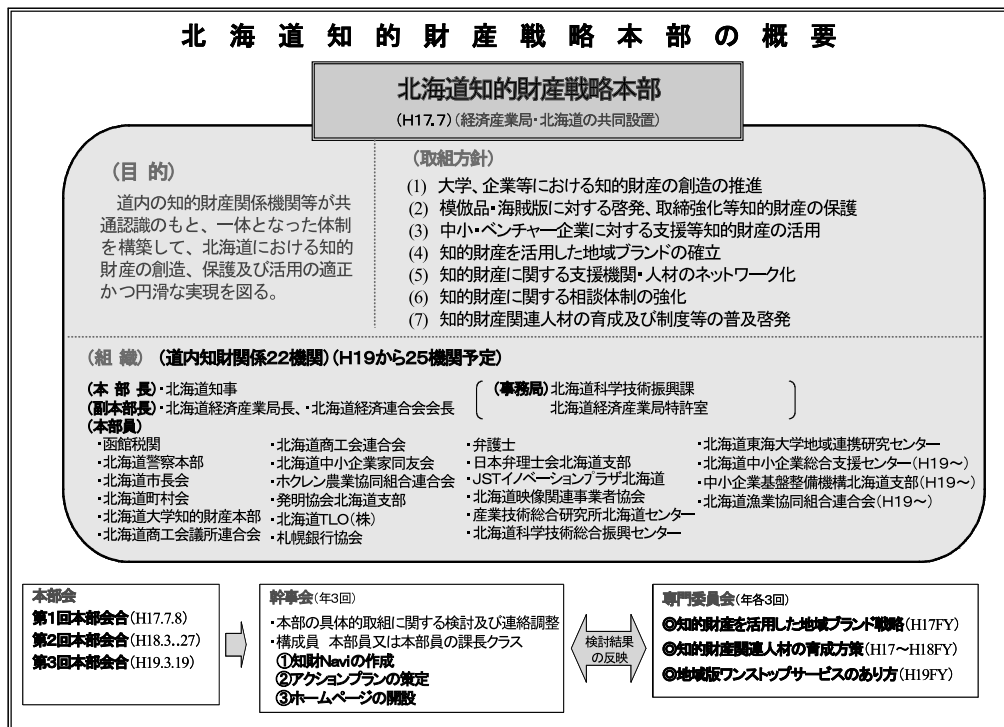


図 7

のです。

当戦略本部では、図 7 に掲げる 7 つの取組方針を定め、各機関が戦略本部として取り組む事業をアクションプランとしてとりまとめ、共通認識のもと、構成機関において各種事業を展開しています。

(1) これまでの活動 第 1 フェイズ (H17～H18)

平成 17～18 年度を第 1 フェイズ「本部立ち上げ期」と位置づけ、種々の活動を展開してきましたが、その

活動の中から主なものをご紹介します。

① 大学、企業等における知的財産の創造の推進
・技術開発支援者データベースの作成

産業技術総合研究所北海道センターが、道内の 20（現在は 30 程度）の大学、試験研究機関等における研究者・技術者・コーディネータ等の情報を提供しています。

② 模倣品・海賊版に対する啓発、取締強化等知的財

産の保護

・「模倣品・海賊版対策シンポジウム」の開催
道内中小企業等に対して模倣品対策を啓発しました。

③ 中小・ベンチャー企業に対する支援等知的財産の活用

- ・全国大学発ベンチャー北海道フォーラムの開催
- ・北海道技術・ビジネス交流会の開催

④ 知的財産を活用した地域ブランドの確立

- ・商標キャラバン隊（6カ所）（既述）の実施

・「地域団体商標制度」活用セミナー（4カ所）の開催

- ・地域ブランド発掘のための調査の実施
- ・地域ブランド必携ガイドブックの作成

日本弁理士会商標委員会の本宮委員長をチーフとする専門委員会において、3つの商標のケーススタディを行い、地域団体商標出願の道標となる「地域ブランド《必携》ガイドブック」を作成しました。



地域ブランド《必携》ガイドブック

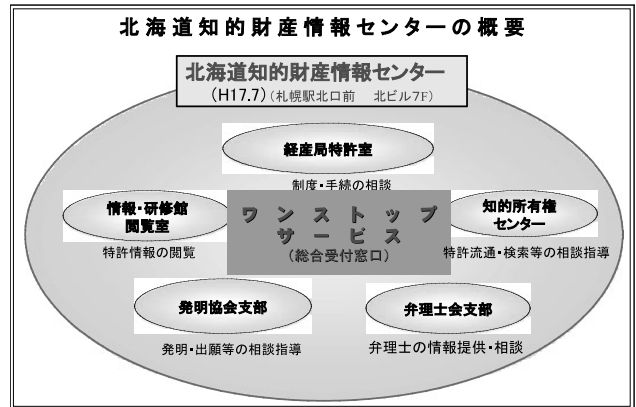


図 8

特許料減免制度の申請件数が倍増（H17年22件、H18年43件）するなどの効果が現れています。

・支援機関向け知財セミナーの実施

商工会議所、商工会の指導員向けのセミナーや、これらの機関に設置された「知財駆け込み寺」に対する支援事業として知財セミナーを開催しました。

⑦ 知的財産関連人材の育成及び制度等の普及啓発

・知的財産戦略シンポジウムの開催

北海道知的財産情報センターの開設を記念して、平成17年7月、知的財産戦略推進事務局長の荒井寿光氏と日本弁理士会会長の佐藤辰彦氏を基調講演の講師としてお招きし、シンポジウムを開催しました。

・各種セミナーの実施

本部構成機関において各種セミナーを実施していますが、その実施に当たっては、日時・内容についてあらかじめ調整を行うことで、重複をなくす取り組みを行いました。

・知財関連人材の育成方策の検討

戦略本部人材育成の専門委員会（H17～H18年度）を設置し、知財関連人材の育成方策の検討を行い、戦略本部が取り組むべき課題について報告書としてとりまとめました。

⑤ 知的財産に関する支援機関・人材のネットワーク化

・本部ホームページの開設

（URL：<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/chizai/>）

本道の知的財産に関する情報を一元的に提供しています。

・「知的財産事業マップ」（H17）、「知財Navi」（H18）の作成

本部構成22機関が実施している施策を分かりやすくとりまとめた冊子を作成し、配布しました。

⑥ 知的財産に関する相談体制の強化

・北海道知的財産情報センターの開設

平成17年7月、知的財産関係5機関からなる「北海道知的財産情報センター」を札幌駅北口前「北ビル」に開設しました。

当センターでは、参画機関の機能を集約するとともに、知的財産に関する総合窓口を設け、企業や道民に対するワンストップの相談機能を提供しています（図8）。

これまでに、約10,000件の相談に対応しており、

・「知財塾」の開催

道内の弁護士、弁理士、その他知財関係者が集まった自主的な勉強会「知財塾」を定期的に開催（年約6回）しており、この参加者を通じた連携の輪が広がりつつあります。

(2) 今後の取り組み 第2フェイズ（H19～H21）

平成19～21年度を当戦略本部の第2フェイズ「普及・発展期」と位置付け、知的創造サイクルの加速化を目指し更なる取り組みを展開することとしており、次の5点を主要目標として掲げ、その達成に向けた具体事業を実施していくこととしています。

① 知財戦略を持つ道内企業の倍増

企業経営者等への知財戦略の意識啓発を目的とした地域懇談会の開催。特許庁の「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」を活用した支援。

② 地域団体商標登録新規出願【30件】

地域団体商標に関する出前型個別相談を10団体に対し実施。

③ マッチング機会の創出や特許流通アドバイザーの活用による企業・大学・公設試等の特許活用の促進【現状の5割増】

産業技術総合研究所北海道センター札幌大通サテライト（HiNT）の活用や、科学技術振興機構JSTイノベーションプラザ北海道等の支援により、道内及び首都圏の企業と大学・公設試等との出会いの場の提供。

④ 道内各地に「地域版ワンストップサービス機能」をモデル的に整備【3地域】

⑤ 企業支援機関等における相談人材の増加・スキルアップ

商工会議所、商工会、金融機関、中小企業大学校（旭川）等におけるタイアップ研修の実施。

6. おわりに

本道の特許等出願件数は少なく、出願の代理を行う弁理士も少数であることに加え、知財関連弁理士も少数であると言われていています。本道の知財を活性化する

ためには、大学や試験研究機関の技術シーズと企業シーズを結びつけるコーディネート活動により、新たな研究成果や新商品を生み出し、それが新たな知財ニーズとなって弁理士や知財関連弁護士などの知財人材の活動の場として広がるような取り組みが必要です。

戦略本部の第2フェイズの「地域版ワンストップサービス機能」の検討の取り組みでも、知財ニーズ発掘に向けたコーディネート機能の検討を行うこととしており、本部員機関の協力を得ながら、より実効性のあるものとしたいと考えています。

その他の動きとしては、裁判外で知財紛争を円滑に処理する機関として期待される「日本知的財産仲裁センター北海道支所」が、日本弁理士会北海道支部と札幌弁護士会の協力により、平成19年4月に設置されたところであり、両機関の取り組みに感謝申し上げる次第です。

また、日本弁理士会には、北海道知的財産戦略本部設立当初、日本弁理士会北海道分室の立場でご参画いただいたところですが、平成18年度からは日本弁理士会北海道支部として組織強化された形でご参画いただき、北海道知的財産情報センターの一員として定期的な無料相談会の実施や、専門委員会の委員としてご参画いただくなど、戦略本部の運営に多大なご貢献をいただいているところであります。

本紙面をお借りしお礼申し上げます。

北海道は厳しい財政状況に置かれており、少ない予算で効果的な事業を行うことが求められています。今後、道が実施する事業についても庁内各部の実施事業と連携するなど、限られた予算の中でも広範囲で効果的な取り組みとなるよう努めて参ります。

引き続き戦略本部の一員として、日本弁理士会北海道支部をはじめ本部員各機関と連携しながら、知的創造サイクルの確立に向け取り組むこととしていますので、今後ともよろしくご厚意申し上げます。

ご拝読ありがとうございました。

（原稿受領 2007.5.31）